

中条町・黒川村合併協議会
第 6 回 会 議 議 案 書

日 時 平成 1 7 年 3 月 2 5 日 (金)
午後 2 時から
会 場 中条町産業文化会館
多目的ホール

報告第 10 号

胎内市「市章」募集要項について

胎内市「市章」募集要項について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 3 月 25 日

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡 隆二

胎内市「市章」募集要項

(募集の目的)

第1 この要項は、中条町と黒川村が合併して誕生する「胎内市」の市章を定めるにあたり、新市の将来像である「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」にふさわしいデザインを広く公募し、作成することを目的とする。

(募集の基準)

第2 募集する市章の基準は、次のとおりとする。

- (1) 新市の将来像である「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」にふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の色地を含め4色以内とする。なお、グラデーション(色の濃淡で表現すること)は不可とする。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品で、他市章及び他商標等に類似したものでないこと。

(応募方法等)

第3 応募条件及び方法については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。
- (2) 同一人による応募は1人3点までとする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用した用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募にあたっては、デザインの趣旨(100字程度)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参または封書での郵送による提出のみとする。

(応募期間)

第4 応募期間は、平成17年4月1日から平成17年5月13日までとし、郵送の場合は、締切り当日の消印まで有効とする。

2 応募先は、中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」)事務局とする。

(選定方法)

第5 応募された作品は、選考委員会を設置し、応募作品の中から候補作品5点以内を選考し、協議会において1点を選定する。

(賞金)

第6 採用候補作品応募者に、次の賞を贈呈する。なお、受賞者が未成年の場合は、その保護者に代理授与する。

(1) 最優秀賞(採用作品)

1点 賞金 100,000円

(2) 優秀賞

4点以内 賞金 10,000円

(採用作品発表)

第7 協議会だより、ホームページ等で発表するとともに、受賞者に通知する。

(著作権等)

第8 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び胎内市に帰属する。

(2) 応募作品は、返却しない。

(3) 採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合又は単色で利用する場合がある。

(その他)

第9 その他、胎内市「市章」の選定に関し必要な事項については、協議会の会長が別に定める。

胎内市「市章」選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 胎内市「市章」募集要項(以下「要項」という。)第5の規定に基づき、市章選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、要項第6に掲げる胎内市「市章」の採用候補作品5点以内を選考し、中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 協議会の2号委員のうちから 2名 (各町村1名)
- (2) 協議会の3号委員のうちから 4名 (各町村2名)
- (3) 町村が推薦する美術関係の知識を有する者 4名 (各町村2名)

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する報告を持って終了する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、選考等において、必要により専門家の助言を受けることができるものとする。

(報償費及び費用弁償)

第8条 第3条の各号の委員は、報償費及び費用弁償を受取ることができるものとする。

- 2 報償費及び費用弁償の額については、中条町・黒川村合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程を準用する。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知りえた情報を他に漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

胎内市「市章」採用候補作品選考方法

1 募集の基準

- (1) 「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」にふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の色地を含め4色以内とする。なお、グラデーション(色の濃淡で表現すること)は不可とする。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品で、他市章及び他商標等に類似したものでないこと。

2 「市章」採用候補作品選考方法

- (1) 胎内市「市章」募集要項の第2の募集基準に基づき、胎内市の市章にふさわしい作品を選考する。

(2) 選出手順

事務局において、応募要項に照らし合わせて、不適応な作品がないか確認し集計を行う。

第1回選考委員会

ア 各委員が全応募作品の中から「市章」候補作品選考票により、採用候補作品10作品を選考する。

イ 委員1人5票の持ち点により各委員が選考した作品に投票し、そこで1票以下の得票作品を除く。

第2回選考委員会

第1次選考による候補作品の拡大・縮小版及び白黒版を用意する。

ア 委員1人3票の持ち点により、アのイと同じ要領で実施する。

イ 委員により、採用候補5作品以内を選考する。

ウ 事務局において、採用候補5作品以内について、類似調査を実施する。

協議会(最終選考)

ア 選考委員会の委員長報告を行う。

イ 協議会委員より候補作品についての意見交換を行い、意見集約により1点に絞り採用作品を決定する。

また、意見集約が困難な場合は、協議会委員による無記名投票により採用作品を決定する。

「市章」選考方法の具体的手順

(1) 第1回選考委員会(アの選考方法)

胎内市「市章」採用候補作品選考用紙

胎内市「市章」採用候補作品10作品を記載してください。

委員氏名

	作品番号		作品番号

～ は順位ではありません。

(2) 第1回選考委員会(イの選考方法)

各委員に5枚の付箋を配布し、候補作品に投票する。

(3) 第2回選考委員会(アの選考方法)

各委員に3枚の付箋を配布し、候補作品に投票する。

(4) 第2回選考委員会(イの選考方法)

委員により検討を行う。

状況により付箋の枚数を減らし、候補作品に投票する。

2 「市章」選定スケジュール

(1) 公募期間 4月1日から5月13日

(2) 第1回選考委員会 5月下旬

(3) 第2回選考委員会 6月上旬

(4) 類似調査 6月中旬

(5) 協議会最終選考 6月下旬

承認第6号

平成17年度中条町・黒川村合併協議会
事業計画について

平成17年度中条町・黒川村合併協議会事業計画を別紙のとおりとしたので、承認を求めます。

平成17年3月25日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

平成17年3月25日 承認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

平成 17 年度中条町・黒川村合併協議会事業計画

2 町村の合併を進めるため、次の事業を実施する。

- 1 協議会会議の開催
3 回の会議を計画
- 2 市章の公募
- 3 合併移行準備
- 4 協議会だよりの発行
- 5 その他必要事項

承認第7号

平成17年度中条町・黒川村合併協議会
予算について

平成17年度中条町・黒川村合併協議会予算を別紙のとおり定めたので、承認を求める。

平成17年3月25日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

平成17年3月25日 承認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

平成 17 年度中条町・黒川村合併協議会予算

平成 17 年度中条町・黒川村合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,560 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 平成 17 年度予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算（4月～8月）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	節		説 明	
		区 分	金 額		
1 款 負担金			7,459		
	1 項 負担金		7,459		
		1 節 負担金		7,459	構成町村負担金
			町村名	中条町	黒川村
均等割	1,243		1,243		
人口割	3,993		980		
計	5,236	2,223			
				均等割 : 予算の3分の1 人口割 : 予算の3分の2 中条町 80.3% 黒川村 19.7%	
3 款 繰越金			100		
	1 項 繰越金		100		
		1 節 繰越金		100	前年度繰越金
4 款 諸収入			1		
	1 項 諸収入		1		
		1 節 雑入		1	預金利子等
合 計			7,560		

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	節		説 明	
		区 分	金 額		
1 款 運営費			3,468		
	1 項 会議費		919		
		8 節 報償費	548	協議会委員等報償費	
		9 節 旅費	154	協議会委員等費用弁償	
		11 節 需用費	印刷製本費	95	
			食糧費等	28	
		12 節 役務費	10	通信運搬費	
		14 節 使用料 及び賃借料	会場借上料等	60	
会議用テーブル白布借上	24				

(単位:千円)

款	項			説明
		区分	金額	
(1款運営費)	2項 事務費		2,549	
	4節 共済費		78	社会保険料等 78
	7節 賃金		948	事務補助員賃金
	11節 需用費		710	消耗品費 250 印刷製本費 100 修繕費 360
	12節 役務費		466	通信運搬費(電話代、郵便料等) 274 その他保険料 192
	14節 使用料 及び賃借料		347	複写機賃借料 259 パソコン賃借料 88
	2款 事業費		3,989	
	1項 事業費		3,989	
	8節 報償費		314	市章選考委員報償費 114 有識者謝礼 60 懸賞謝金 140
	9節 旅費		20	市章選考委員費用弁償 20
	11節 需用費		2,450	印刷製本費(広報誌印刷費等) 1,250 その他印刷 1,200
	13節 委託料		1,205	条例整備委託料等 1,000 商標登録調査委託料等 105 デザイン調整委託料等 100
3款 予備費			103	
	1項 予備費		103	
歳出合計			7,560	